

第3章 新ごみ処理施設（リサイクル施設）整備に関する基本方針

1. 施設規模及び計画ごみの分別区分

(1) 施設規模

リサイクル施設の施設規模については、基本計画検討委員会で次のように決定した。

- ① 両市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めた平成 29 年度における減量化目標値から、リサイクル施設での処理量の計画目標値を設定した。

なお、計画目標値については、新ごみ処理施設の建設工事が着工される予定前の「平成 23 年度」の段階で見直しを検討する。

リサイクル施設での処理対象物は、「缶・ビン」「不燃ごみ・不燃粗大ごみ、粗大ごみ・可燃粗大ごみ」「蛍光管、乾電池、古紙等」とした。

ただし、「蛍光管、乾電池、古紙等」については、保管することになるため、処理量には計上しない。

- ② 年間の稼働日数については、次のように設定した。

毎週土日は休止 年間 52 週×2 日=104 日	}	115 日
祝祭日、年末年始等 11 日		

よって、365 日－115 日＝250 日となる。

- ③ 調整稼働率は、熱回収施設の規模算出に使用する係数であり、リサイクル施設の規模算出式には用いない。
- ④ 月別の変動係数は、1.15（標準値）を採用した。

以上により、施設規模を算出すると、リサイクル施設は約 27t/日（27t/5h）となる。

表 3.1.1 リサイクル施設の施設規模算出式

項 目	①処理量 (t/年)	②施設の 稼働日数	③調整稼働率	④月別の 変動係数	施設規模 (t/日)	規模算出式
リサイクル施設	5,797	250	—	1.15	27	①÷②×④

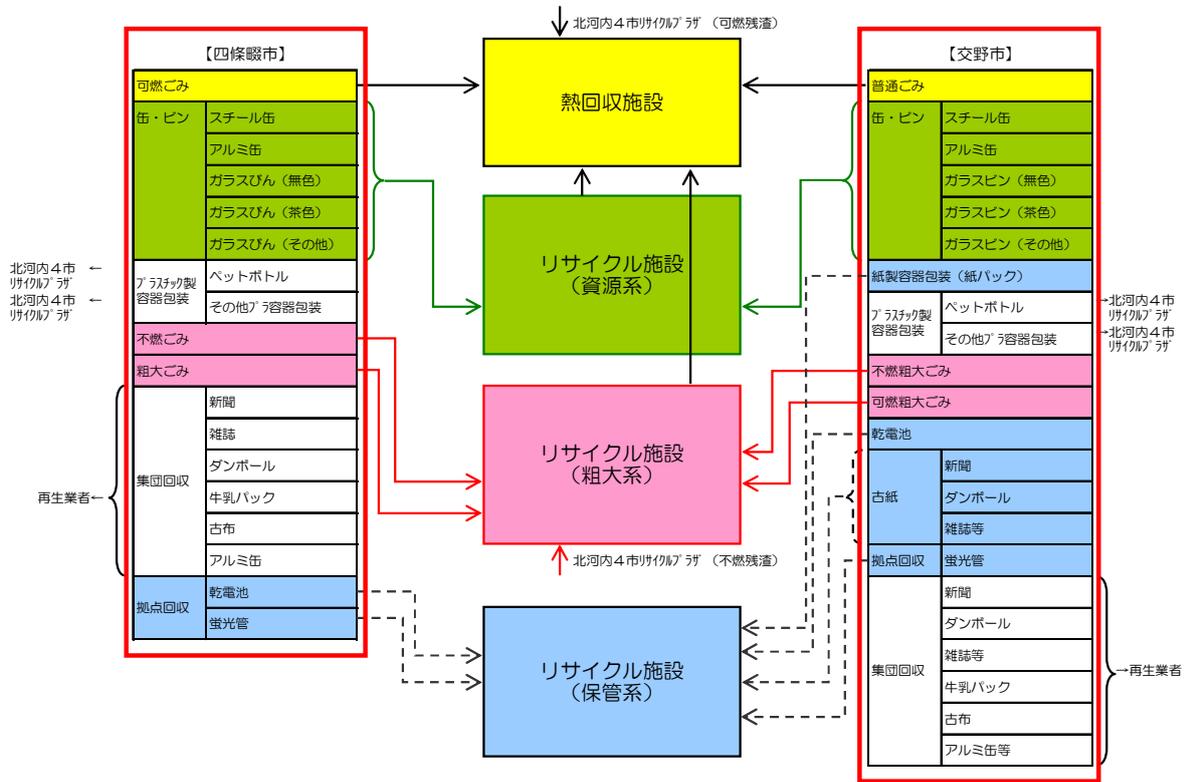
出典：第 3 回基本計画検討委員会資料

リサイクル施設の規模
約 27 t / 日

出典：第 3 回基本計画検討委員会資料

(2) 計画ごみの分別区分

リサイクル施設で共同処理を行っていくためには、両市で統一した分け方とする必要があることから、ごみの分別区分を次のとおり（赤色の実線で囲まれた部分）とした。



出典：第7回基本計画検討委員会資料

図3.1.1 将来のごみの分別区分

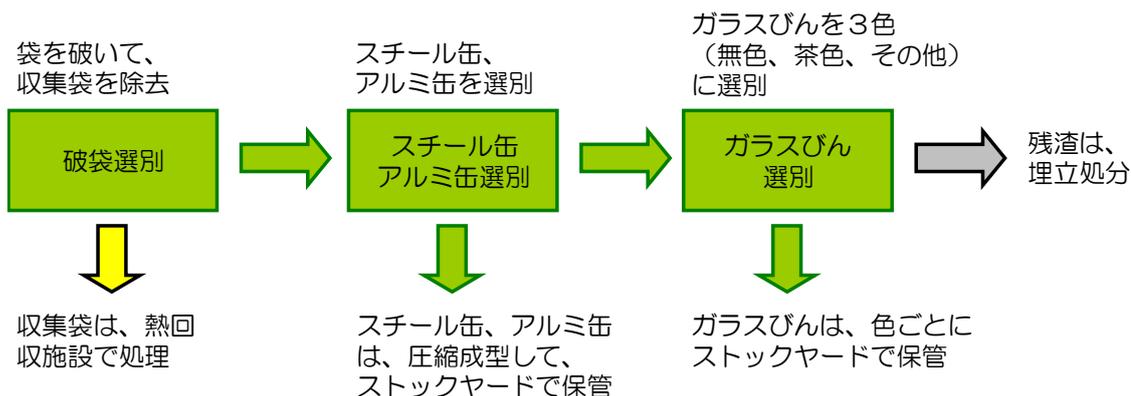
2. 処理方法について

リサイクル施設の処理方法については、「資源系」「粗大系」「保管系」の3系統とした。

(1) 資源系

資源系の処理対象物は、缶（スチール缶、アルミ缶）・ガラスびん（無色、茶色、その他）とした。

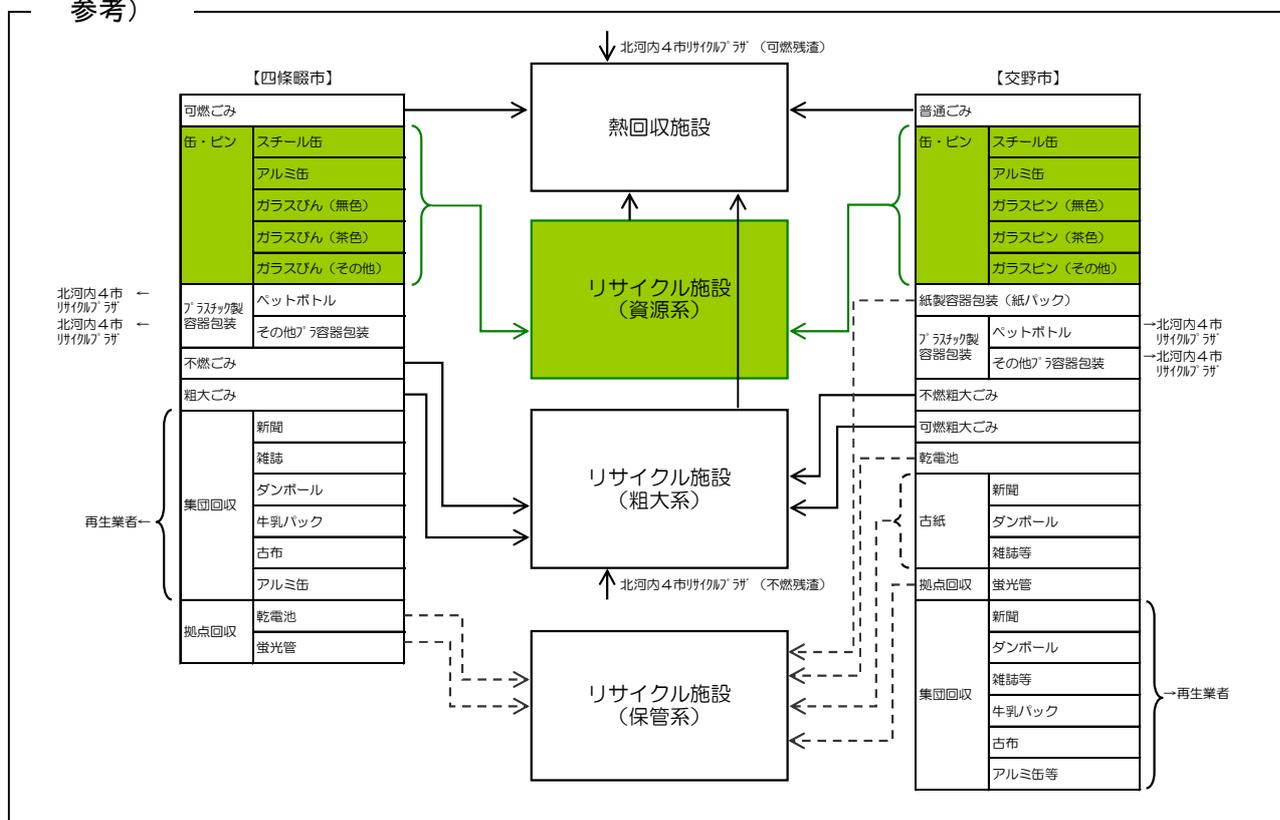
両市ともこれらの資源ごみを同一の袋で出すため、これらを選別処理する必要がある。そこで、資源系の処理方法を次のように設定した。



出典：第7回基本計画検討委員会資料

図 3.2.1 資源系の処理方法

参考)



(2) 粗大系

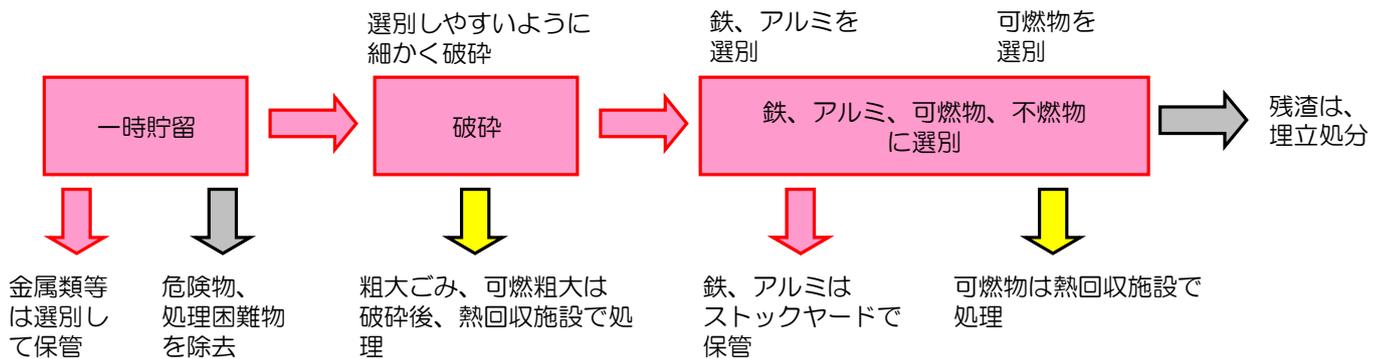
不燃系のごみ及び可燃系のごみを明確に分けて出すことを基本とした。

粗大系の処理対象物は、「不燃ごみ・不燃粗大ごみ」と「粗大ごみ・可燃粗大」に分類した。

粗大ごみ・可燃粗大ごみは低速回転式の破砕機で破砕し、熱回収施設の受入貯留ピットへ搬送する。

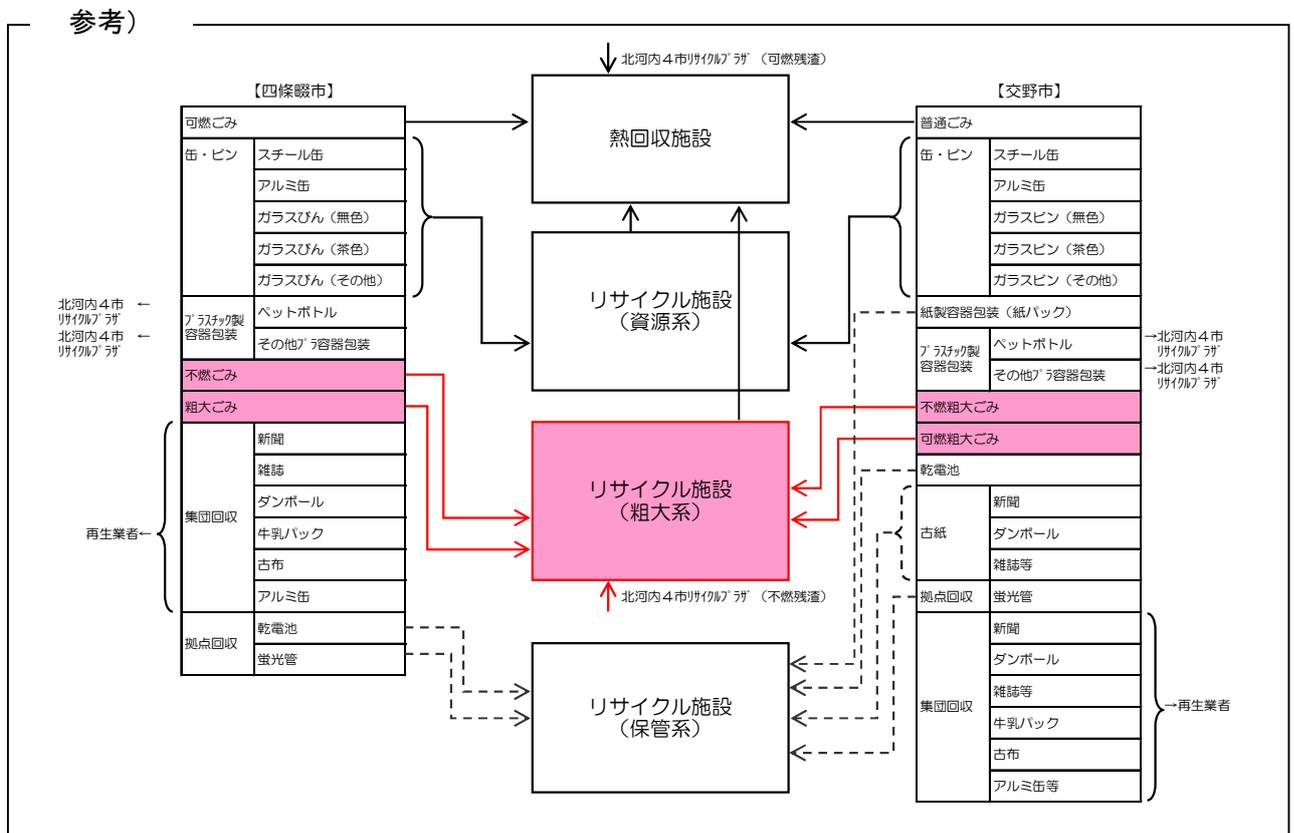
不燃ごみ・不燃粗大ごみは高速回転式の破砕機で破砕し、鉄、アルミ、可燃物、不燃物に選別することとする。

また、不燃ごみ・不燃粗大ごみは、危険物及び処理不適物を除去するために受入段階で一時貯留する。なお、破砕が不要な金属類等も一時貯留時に選別保管する。



出典：第7回基本計画検討委員会資料

図 3.2.2 粗大系の処理方法

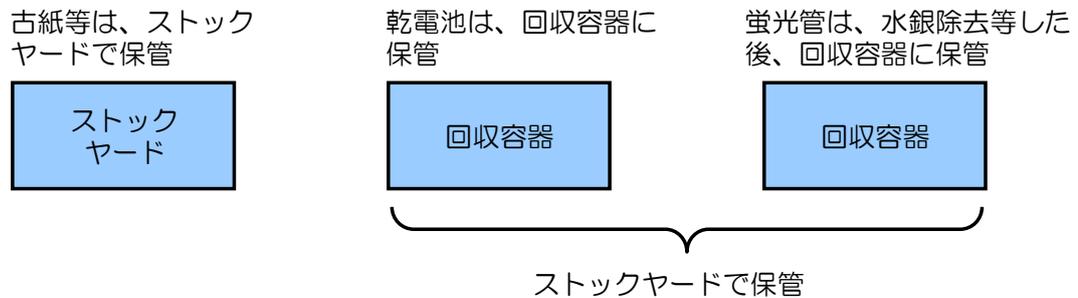


(3) 保管系

保管系の対象物は、蛍光管・乾電池・古紙等とした。

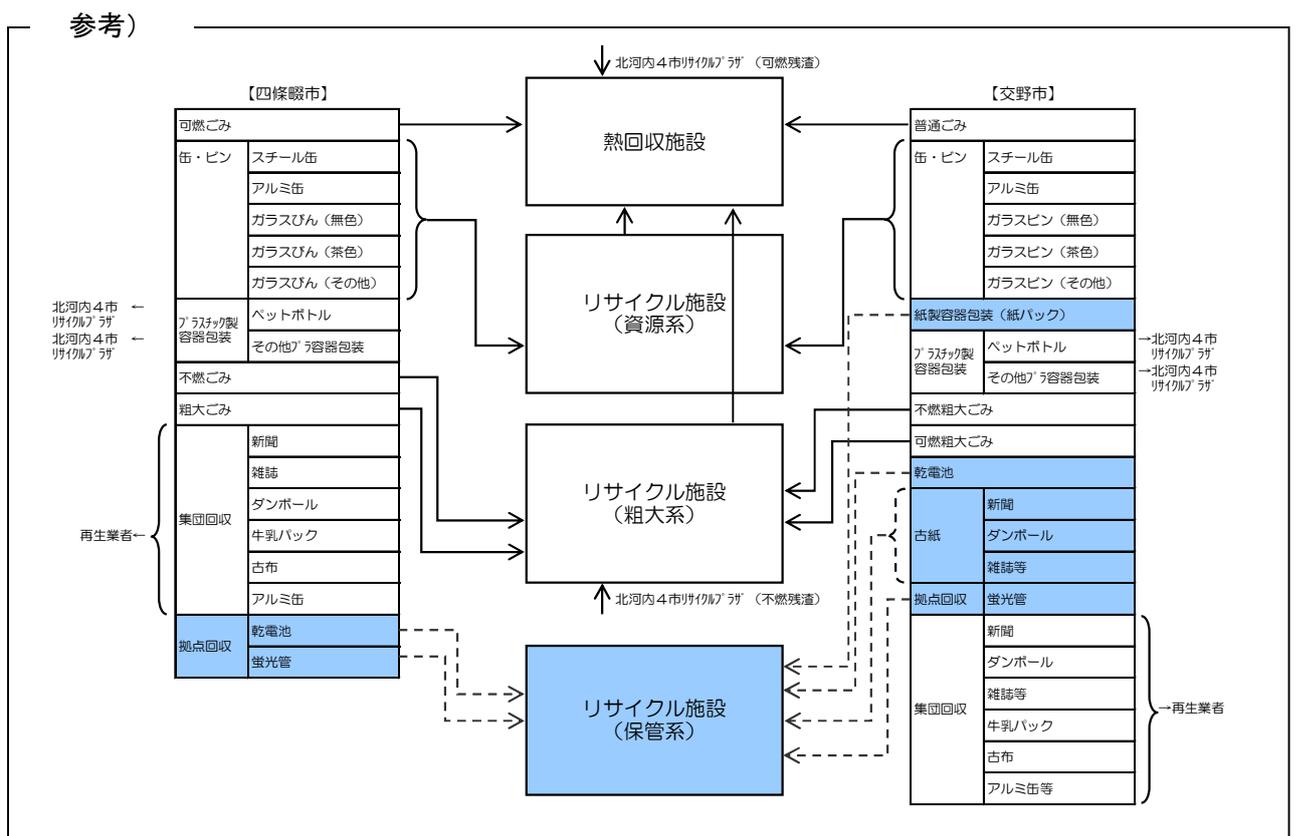
これらのごみは、リサイクル施設では処理せず、貯留・保管する。

古紙等はストックヤードで保管、乾電池は回収容器に保管、蛍光管は水銀除去等した後回収容器に保管する。



出典：第7回基本計画検討委員会資料

図 3.2.3 保管系の保管方法



3. 啓発機能計画

(1) 啓発機能のあるべき方向性の検討

啓発機能のあるべき方向性については、基本計画検討委員会で、次のように決定した。

施設見学を充実し、環境教育を推進する。

(説明) 施設見学を通じて、より多くの市民のみなさまに、ごみ処理についてご理解をいただく。また、小学生のごみ処理施設見学(社会見学)をこどもへの環境教育と位置付け、将来の人づくりに貢献する。

市民の自主的な取り組みのための場所を提供する。

(説明) 市民のみなさまに、施設を活動の場として提供することで、市民のみなさまの自主的な取り組みを支援する。具体的な施設の整備形態や利用形態については、市民のみなさまからアイデアをいただくなどして検討する。

交流の場を設け、市民と行政のふれあいを育む。

(説明) 施設を交流の場・情報提供の場と位置付け、周辺住民はもとより市民のみなさまとのふれあいを通じ、両者の信頼関係の構築につなげる。

国定公園の緑豊かな自然を活かす。

(説明) 施設整備に合わせて国定公園にふさわしい緑の整備を行う。緑の整備にあたっては、造成計画の段階から、緑の配置等を工夫することにより、建物と自然との調和をめざす。

経済性を考え、効率よく長続きできる運用を行う。

(説明) 施設に係る経費を抑制し、持続可能な啓発施設とするため、運用方法については、市民のみなさまからアイデアをいただくなどして検討する。

出典：第8回基本計画検討委員会資料